

令和 7 年度 兵庫県中小企業融資制度の概要

令和 7 年 3 月
兵庫県 産業労働部 地域経済課

1. 令和7年度 兵庫県中小企業融資制度の概要

(1) 令和7年度融資枠：3,600億円

- ✓ 県内経済は緩やかに回復しているものの、長引く物価高騰、人手不足・人件費高騰の影響により倒産件数は高止まり
- ✓ 経営が悪化した中小企業の資金需要に柔軟に対応するため、**コロナ禍前と同額の3,600億円を確保**

(2) 金利の改定：一律引き上げ

- ✓ 前回金利改定時（R5.4）と比較し市場金利が上昇基調にあることから、

貸出金利を一律＋0.25%引き上げ（一部資金※を除く）

※ 経営円滑化貸付は＋0.45%引き上げの1.45%、災害対応貸付は＋0.10%引き上げの0.90%、短期資金は1.70%で据え置き

(3) 「協調支援型特別貸付」の新設

- ✓ 国が総合経済対策において発表した「民間金融機関のプロパー融資を引き出す保証制度（正式名称：協調支援型特別保証制度）」に対応する県制度融資メニュー **「協調支援型特別貸付」を新設（国の保証料補助あり）**

(4) 融資メニューの整理統合など

- ✓ 中小企業や取扱金融機関の利便性向上のため、融資メニューの整理統合や要件の改正等、要綱に定める諸規定の改正を行う

<主な内容>

- ・「再挑戦貸付」を「新規開業貸付」に統合
- ・「設備投資促進貸付」のうち、融資対象者「ホテル・旅館の新築又は改修」を廃止
- ・「経営円滑化貸付」の対象者に「SN保証5号（利益率要件）」（R6.12新設）の認定取得者を追加（利用が低調な「原油価格高騰」及び「原材料価格高騰」は廃止）
- ・「こうべ無担保」を廃止し新たに「こうべ躍進」を新設
- ・取扱金融機関を「県内に所在する店舗」に制限する規定を削除し、県外の店舗でも取扱い可能とする

2. 金利の改定について

(1) 改定の内容

資 金 名	改 定 内 容
下記以外の資金	・ 一律+0.25%引き上げ
経営円滑化貸付 経営円滑化貸付（連鎖倒産防止）	・ 1.00% → 1.45% （+0.45%引き上げ）
経営円滑化貸付（災害対応貸付）	・ 0.80% → 0.90% （+0.10%引き上げ）
短期資金	・ 1.70%で据え置き

(2) 改定施行日

⇒ 令和7年4月1日融資実行分より適用

(3) 年度をまたぐ場合の取扱い

- ・ 融資実行が令和7年4月1日以降の場合、原則として、**改定後の利率**で融資実行していただく必要があります。
- ・ ただし例外的に、令和7年3月31日以前に融資・保証申し込みがされており、円滑な融資実行のためやむを得ない場合で、かつ事業者及び取扱金融機関が了承する場合は、**改定前の利率**での融資実行も可とします。（この場合、県への報告は不要です）
- ・ この場合でも、取扱金融機関への融資原資の預託については、**改定後の融資利率**を元に計算します。

3. 「協調支援型特別貸付」の新設

(1) 概要

- ・国が総合経済対策において発表した「**民間金融機関のプロパー融資を引き出す新たな保証制度**」（正式名称：協調支援型特別保証制度）に対応する県制度融資メニュー
- ・申込額の1割以上のプロパー融資を同時に実行することなどを条件に、**信用保証料の1/2（または1/4）について国から補助**を受けることができます。

(2) 融資条件等

- ・県制度融資における**固定利率（1.95％）**を適用する点以外の融資条件等は、**基本的に国制度と同じ**です。

資 金 名	長期資金（協調支援型特別貸付）
対 象 者	①本貸付の実行と原則同時に本貸付の 実行額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資 を受けること ② 申込金融機関の支援 を受けつつ、自ら 経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告 を行うこと
利 率	年 1. 9 5 %（固定利率）
保 証 料 補 助	対象者①の場合：国が 1 / 2 * を補助 ※R8.3.31までに保証申込した場合 対象者②の場合：国が 1 / 4 を補助
資 金 使 途	設備、運転、借換（県制度融資に限らず、 広く協会保証付き融資から借換可能 ）
融 資 期 間	10年以内（うち据置 設備3年以内 運転・借換 1年以内）
限 度 額	1 企業 2.8億円 1 組合 4.8億円

(3) 適用開始日

⇒ **令和7年4月1日保証申込受付分より適用開始**

※国制度は令和7年3月14日から開始していますが、県制度融資としては上記開始日となりますのでご注意ください。

4. 「企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）」の新設

（１）概要

- ・国が総合経済対策において発表した「**経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）**」に対応する県制度融資メニューとして新設
- ・前身の「経営改善サポート保証（感染症対応型）」に対応する「**企業再生貸付（コロナ対応）**」については、令和7年3月31日をもって終了

（２）融資条件等

- ・県制度融資における**固定利率（1.15％）**を適用する点以外の融資条件等は、**基本的に国制度と同じです。**

	令和6年度	令和7年度
資金名	企業再生貸付（コロナ対応）	企業再生貸付（ 経営改善・再生支援強化型 ）
対象者	中小企業活性化協議会 などの支援や 経営サポート会議 における検討により作成した事業再生計画に従って事業再生を行う方	
利率	年0.90％（固定利率）	年 1.15 ％（固定利率）
保証料率	0.20％（国補助後の事業者負担）	0.30 ％（国補助後の事業者負担）
資金使途	事業再生に必要な設備、運転、借換（制度融資に限らず、広く保証付融資から借換可能）	
融資期間	15年以内（うち据置5年以内）	15年以内（うち据置 3 年以内）
限度額	1企業・1組合 2.8億円	
適用期間	令和7年3月31日保証申込受付分まで （ただし、 令和7年4月30日までに融資実行 すること）	令和7年4月1日より保証申込受付開始 （国制度は令和7年3月14日から開始していますが、県制度融資としては上記開始日となりますのでご注意ください）

5. 「こうべ躍進」（神戸市独自資金）の新設

（１）概要

- ・既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野への事業展開、ＩＣＴなどの導入による経営の効率化等により、**神戸市内小規模事業者の稼ぐ力の強化を支援**するため、新たな制度融資（神戸市独自資金）として創設

（２）融資条件等

資 金 名	こうべ躍進
対 象 者	次のいずれにも該当する者 ①神戸市に主たる事業所を有する者、又は有しようとする者（市外からの進出予定者）で、事業を営んでいる中小企業者等 ②常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者 ③当該事業に係る市民税を滞納していない者 ④既存事業の深化、新技術・新製品の開発や新分野進出、海外事業展開等への取り組み、又はＩＣＴなどの導入による経営の効率化等により、融資実行後概ね2年以内に売上、又は利益の増加が見込まれる者
利 率	年1.55%（固定利率）
保 証 料 補 助	神戸市が1／2を補助
資 金 使 途	設備、運転
融 資 期 間	7年以内（うち据置1年以内（ただし、設備資金のみは1年6か月以内））
限 度 額	1企業・1組合 400万円
適 用 開 始 日	令和7年4月1日より融資・保証申込受付開始

6. 「再挑戦貸付」の「新規開業貸付」への統合

(1) 概要

- ・「再挑戦貸付」を「新規開業貸付」に統合

(2) 統合の内容

- ・従来の「再挑戦貸付」の対象者（再挑戦支援保証の対象者）は引き続き「新規開業貸付」が利用可能です。

資 金 名	現行（令和6年度）	統合後（令和7年度）
新 規 開 業 貸 付	創業関連保証 に対応 ・新規に事業を開始する又は開始後5年未満の個人 ・新規に会社を設立する又は設立後5年未満の会社 ※融資限度額 3,500万円	創業関連保証・再挑戦支援保証 に対応 ※融資限度額 3,500万円 （再挑戦支援保証利用の場合は2,000万円）
再 挑 戦 貸 付	再挑戦支援保証 に対応 ・経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止又は解散してから5年を経過していない方 ※融資限度額 2,000万円	廃止（新規開業貸付に統合）

7. 「経営円滑化貸付」の整理

(1) 概要

- ・「経営円滑化貸付」の対象者に**セーフティネット（SN）保証5号（利益率要件）**の認定取得者を追加
- ・創業後1年3か月未満の事業者（創業者）についても利用可能とする改正
- ・「経営円滑化貸付（原油価格高騰）」及び「経営円滑化貸付（原材料価格高騰）」は廃止

(2) 整理の内容

資金名	現行（令和6年度）	整理後（令和7年度）
経営円滑化貸付	① SN保証5号（売上高要件・創業者要件） ② 最近3カ月の売上高が前年同期比5%以上減少（金融機関認定）	① SN保証5号（売上高要件・創業者要件） ② SN保証5号（原油高要件） ③ SN保証5号（ 利益率要件 ） ④ 最近3カ月の売上高が前年同期比5%以上減少（金融機関認定） ⑤ 創業後1年3か月未満で、最近1カ月の売上高が直前3か月に比べ5%以上減 （金融機関認定）
経営円滑化貸付（原油価格高騰）	① SN保証5号（原油高要件） ② 原油等の仕入単価が前年同期比20%以上上昇、かつ売上に占める割合が上昇（金融機関認定）	廃止（①は経営円滑化貸付に統合）
経営円滑化貸付（原材料価格高騰）	① 売上原価が前年同期比10%以上増加、かつ売上総利益が前年同期比減少（金融機関認定）	廃止
経営円滑化貸付（連鎖倒産防止）	① SN保証1号（連鎖倒産防止） ② SN保証2号（事業活動の制限） ③ 負債総額3,000万円以上の倒産事業者に対し50万円以上の債権を有する（商工団体認定）	① SN保証1号（連鎖倒産防止） ② SN保証2号（事業活動の制限） ※③は廃止

8. 「長期資金」の統合・拡充

(1) 概要

- ・ 組合向けの「長期資金（組合転貸）」「長期資金（組合共同事業）」を通常の「長期資金」に統合
- ・ 通常の「長期資金」の融資限度額を 5,000万円 → 1 億円に拡充

(2) 統合・拡充の内容

資 金 名	現行（令和6年度）	統合・拡充後（令和7年度）
長 期 資 金	中小企業者（組合を除く） ※融資限度額 5,000万円	中小企業者（組合を含む） ※融資限度額 1 億円
長 期 資 金 （ 組 合 転 貸 ）	組合（組合員に転貸の場合） ※融資限度額 5,000万円（1 組合員）	廃止（長期資金に統合）
長 期 資 金 （ 組 合 共 同 事 業 ）	組合（組合共同事業の場合） ※融資限度額 1 億円	廃止（長期資金に統合）

9. 「短期資金」の統合

(1) 概要

- ・ 組合向けの「短期資金（組合転貸）」を通常の「短期資金」に統合
- ・ 融資期間の「1年以内」または「6か月以内」の区分をなくし、「1年以内」に統一

(2) 統合の内容

資 金 名	現行（令和6年度）	統合後（令和7年度）
短 期 資 金	中小企業者（組合を除く） ※融資期間 1年以内または6か月以内	中小企業者（ 組合を含む ） ※融資期間 1年以内
短 期 資 金 （ 組 合 転 貸 ）	組合（組合員に転貸の場合）	廃止（短期資金に統合）

10. その他廃止となる資金

(1) 概要

- ・「設備投資促進貸付」における「**ホテル・旅館の新築または改修**」の融資対象者要件を廃止
⇒ 引き続き、ホテル・旅館等の新築・改修に要する費用も、**通常の「設備投資促進貸付」が利用可能**
- ・「こうべ無担保」の廃止
- ・「企業再生貸付（中小企業活性化協議会等）」「企業再生貸付（法的再建・私的整理）」の廃止

(2) 廃止後に利用可能な資金

廃止となる資金等（令和6年度）	廃止後に利用可能な資金（令和7年度）
設備投資促進貸付における 「ホテル・旅館の新築または改修」の融資対象者	通常の「設備投資促進貸付」が利用可能
こうべ無担保	「こうべおうえん」「こうべ小規模」などが利用可能
企業再生貸付（中小企業活性化協議会等） 企業再生貸付（法的再建・私的整理） 企業再生貸付（コロナ対応）【再掲】	新設の「企業再生貸付（経営改善・再生支援強化型）」 （または通常の「企業再生貸付」）が利用可能

(3) 年度をまたぐ場合の取扱い

- ・廃止となる資金は原則として、**令和7年3月31日までに融資実行**していただくことが必要です。
- ・ただし例外的に、**令和7年3月31日以前に融資・保証申し込み**がされ、**令和7年4月30日までに融資実行**されたものについては、県制度融資として取り扱うこととします。

11. 借り換え要件の緩和

(1) 概要

- ・「**借換等貸付**」における「**借換元の1/2以上が県制度融資**」などの要件を緩和、広く協会保証付き融資からの借り換えを可能とする
- ・「**経営円滑化貸付**」における「**借換元の資金は経営円滑化貸付に限る**」などの要件を緩和、広く協会保証付き融資からの借り換えを可能とする

(2) 要件緩和の内容

資 金 名	現行（令和6年度）	緩和後（令和7年度）
借 換 等 貸 付	・ 借換元の1/2以上は実行後2年を経過し約定返済がされている県制度融資等であること ・ 追加融資は当初借入額を限度とし、月々の返済額を増やさないこと	・ 県制度融資等に限らず、広く協会保証付き融資からの借り換えを可能とする ・ 追加融資（真水部分）も制限なく可能とする
経営円滑化貸付	・ 借換元は実行後2年を経過し約定返済がされている経営円滑化貸付であること ・ 追加融資は当初借入額を限度とし、月々の返済額を増やさないこと	※本貸付は原則として、責任共有制度の対象となります。

12. 令和7年度 中小企業融資制度資金一覧（1／2）

資 金 名		資金使途	融資限度額		融資利率		融資期間(据置)		備 考
			R6当初	R7当初	R6当初	R7当初	R6当初	R7当初	
			-	-	%	%	年	年	
事業展開融資	事業応援貸付	設備・運転	1億円	1億円	1.30	<u>1.55</u>	10(2)	10(2)	
	SDGs支援貸付	設備・運転	2.8億円	2.8億円	0.90	<u>1.15</u>	15(2)	15(2)	
	事業承継支援貸付	設備・運転	2.8億円	2.8億円	1.10	<u>1.35</u>	10(2)	10(2)	
	設備投資促進貸付 ①設備の新設・更新 ②BCPに基づく防災関連対策 ③重点支援業種の立地企業 ④ホテルの新築又は改修【R7～廃止】	設備・（運転）	①：3億円 ②：15億円 ③：100億円 ④：30億円	①：3億円 ②：15億円 ③：100億円	1.10	<u>1.35</u>	①：10(2) ②③④：15(2)	①：10(2) ②③：15(2)	④ホールの新築又は改修を廃止
	新規開業貸付 ←	設備・運転	3,500万円	3,500万円	1.00	<u>1.25</u>	10(1)	10(1)	
	経営者保証免除貸付		3,500万円	3,500万円		<u>1.25</u>	10(1)	10(1)	
	再挑戦貸付【R7～新規開業に統合】		2,000万円	-		-	10(1)	-	再挑戦貸付を新規開業貸付に統合
経営安定融資	経営円滑化貸付	運転・借換	1億円	1億円	1.00	<u>1.45</u>	10(2)	10(2)	整理統合 借換要件の緩和
	連鎖倒産防止	運転	1億円	1億円	1.00	<u>1.45</u>	10(2)	10(2)	整理統合
	災害対応貸付	設備・運転	2.8億円	2.8億円	0.80	<u>0.90</u>	10(2)	10(2)	
	経営力強化貸付【R6.7新設】	運転・設備・借換	企2.8億円 組4.8億円	企2.8億円 組4.8億円	1.20	<u>1.45</u>	運 5(1) 設 7(1) 借換 10(1)	運 5(1) 設 7(1) 借換 10(1)	
	企業再生貸付	運転・設備・借換	2.8億円	2.8億円	1.60	<u>1.85</u>	15(1)	15(1)	整理統合
	～R6「コロナ対応」 → R7～「経営改善・再生支援強化型」	運転・設備・借換	2.8億円	2.8億円	0.90	<u>1.15</u>	15(5)	15(3)	「コロナ対応」の廃止 「経営改善・再生支援強化型」の新設

12. 令和7年度 中小企業融資制度資金一覽（2／2）

資 金 名		資金使途	融資限度額		融資利率		融資期間(据置)		備 考
			R6当初	R7当初	R6当初	R7当初	R6当初	R7当初	
			-	-	%	%	年	年	
定 経 融 営 資 安	借換等貸付	借換	1億円	1億円	1.70	<u>1.95</u>	10(1)	10(1)	借換要件の緩和
	プロパー借換貸付	借換	2.8億円	2.8億円	1.70	<u>1.95</u>	10(1)	10(1)	
	伴走型経営支援特別貸付【～R6.7終了】	運転・設備・借換	1億円	-	0.90	-	10(5)	-	
一 般 事 業 融 資	長期資金【拡充】	運転	企5,000万円 組1億円	<u>1億円</u>	1.70	<u>1.95</u>	10(2)	10(2)	整理統合 限度額を拡充
	経営者保証非提供促進貸付	運転・設備・借換	8,000万円 (SN別途 8,000万円)	8,000万円 (SN別途 8,000万円)	1.70	<u>1.95</u>	10(1)	10(1)	
	協調支援型特別貸付【R7新設】	運転・設備・借換	-	<u>企2.8億円 組4.8億円</u>	-	<u>1.95</u>	-	<u>運 10(1) 設 10(3) 借換 10(1)</u>	
	短期資金	運転	3,000万円	3,000万円	1.70	1.70	1又は0.5	1	整理統合
	特別小規模貸付	設備・運転	2,000万円	2,000万円	1.40	<u>1.65</u>	7(0.5)	7(0.5)	
	小規模無担保貸付	設備・運転	2,500万円	2,500万円	1.60	<u>1.85</u>	7(0.5)	7(0.5)	
	経営活性化資金	設備・運転	設 5,000万円 運 3,000万円	設 5,000万円 運 3,000万円	金融機関 所 定	金融機関 所 定	設 7(1) 運 5(0.5)	設 7(1) 運 5(0.5)	
神 戸 市 独 自 資 金	こうべ創業支援貸付	設備・運転	400万円	400万円	1.40	<u>1.65</u>	運7 (1) 設7 (1.5)	運7 (1) 設7 (1.5)	
	こうべおうえん	設備・運転	400万円	400万円	1.40	<u>1.65</u>	運7 (1) 設7 (1.5)	運7 (1) 設7 (1.5)	
	こうべ躍進【R7新設】	設備・運転	-	<u>400万円</u>	-	<u>1.55</u>	-	<u>運7 (1) 設7 (1.5)</u>	
	こうべ小規模	設備・運転	400万円	400万円	1.60	<u>1.85</u>	運7 (1) 設7 (1.5)	運7 (1) 設7 (1.5)	
	こうべ季節貸付	運転	企 4,000万円 組 6,000万円	企 4,000万円 組 6,000万円	別途定める	別途定める	0.5	0.5	
	こうべ経済変動対策貸付	別途定める	必要に応じ別途定める						
	こうべ無担保【R7～廃止】	設備・運転	400万円	-	1.40	-	運7 (1) 設7 (1.5)	-	
合 計			-						

13. 諸規定の改正（令和7年4月1日以降適用）

（1）取扱金融機関に関する規定の緩和

- ・ 県制度融資を取り扱える金融機関の本支店・営業店を「**県内に所在する**本支店・営業店」に制限する規定を廃止
⇒ 取扱金融機関が認める場合は、**県外**の本支店・営業店でも県制度融資を取り扱うことが可能となります。

※必ず県外の本支店・営業店で取り扱いを求めるものではなく、取扱金融機関の任意です。

※毎年度当初に、取扱金融機関からご報告いただいている県制度融資の取り扱いに関する「承諾書」においてご記入いただく「県制度融資の取扱い店舗」以外の本支店・営業店についても、県内外問わず、柔軟に県制度融資をお取り扱いいただいて差し支えありません。

（2）短期（1年以内）の融資期間に関する制限の緩和

- ・ 「短期資金」「こうべ季節貸付」**以外の資金**について、短期（融資期間1年以内）での利用は不可とする規定を廃止
⇒ 今後は、**すべてのメニューで短期（融資期間1年以内）での取り扱いも可**とします。

※「こうべ季節貸付」の融資期間は従来どおり「6か月以内」です。

（3）融資期間の計算方法の変更

- ・ 県制度融資の期間計算について、終期を「○年（○か月）後の応当日の**前日**」までとする規定を廃止
⇒ 今後は、「○年（○か月）後の**応当日**※」まで終期を設定することを可能とします。
（兵庫県信用保証協会の期間計算のルールに合わせるかたちになります）

※融資実行日が月末の場合又は終期の属する月に応当日がない場合は、終期の属する月の末日

（4）添付書類の整理

- ・ 申込みに必要な添付書類について、事業者の利便性に資するため、一部、整理や様式修正を行います。詳細は、令和7年3月中に配布する「兵庫県中小企業融資制度要綱集」の各資金の「利用の手引き」や「各様式」をご確認ください。

※要綱集は、電子データ（メール）にて取扱金融機関等に配布のうえ、県ホームページにも掲載予定です。

※誤って旧年度の様式にて融資申込が行われた場合も、当面の間は有効な申込みとしてお取り扱いください。